

## 議案件名（平成30年第3回定例会）

専決処分	1件（補正予算1件）
予算案	4件（補正予算4件）
条例案	6件（制定1件、一部改正5件）
一般議案	4件（工事委託契約1件、議決事件の一部変更2件、市道路線の認定及び廃止1件）
決算関連議案	1件（未処分利益剰余金の処分1件）
決算の認定	18件
<hr/>	
計	34件

## （ 専 決 処 分 ）

- 1 専決処分について（平成30年度千葉市一般会計補正予算（第2号））（平成30年7月24日）

## （ 予 算 案 ）

- 1 平成30年度千葉市一般会計補正予算（第3号）
- 2 平成30年度千葉市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 3 平成30年度千葉市病院事業会計補正予算（第1号）
- 4 平成30年度千葉市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## （ 条 例 案 ）

- 1 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について  
（総務局 情報経営部 業務改革推進課）

個人番号を利用する事務を追加するとともに、同事務における特定個人情報の利用範囲を定める。

- (1) 個人番号を利用する事務及び同事務で利用する特定個人情報の範囲を定める。

個人番号を利用する事務	特定個人情報の利用範囲
心身障害者扶養共済制度の掛金の減免に関する事務	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報
重度の障害者等に対するタクシーの運賃の助成に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報
重度の障害者等に対する自動車の燃料費の助成に関する事務	障害者関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報
高齢者肺炎球菌予防接種の実施に関する事務	生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報

※特定個人情報

個人番号又はこれと対応する符号をその内容に含む個人情報

- (2) 施行期日 公布の日

2 千葉県議会議員及び千葉市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について (選挙管理委員会事務局)

公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担とするほか、所要の改正を行う。

- (1) 法改正により、市議会議員の選挙において頒布することができることとされた選挙運動用ビラの作成に係る費用を公費負担とすることとする。  
 ※公費負担で作成することができる枚数  
 候補者1人につき、選挙管理委員会に届け出た2種類以内のビラ 8,000枚まで
- (2) 施行期日 H31. 3. 1(同日以後に告示される選挙から適用)
- (3) 法改正 H31. 3. 1施行

3 千葉県受動喫煙の防止に関する条例の制定について (保健福祉局 健康部 健康企画課)

市民の健康増進を図るため、健康増進法に定めるもののほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定める。

※健康増進法における受動喫煙防止対策の主な内容

喫煙の可否	区 分		原則	例 外	備考
	喫煙の可否	①学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関	屋内	禁煙	—
屋外			必要な措置がとられた場所では喫煙可		
②多数の者が利用する施設 (①③以外)		屋内	禁煙	喫煙専用室(飲食不可)の設置可 加熱式たばこ専用喫煙室(飲食可)の設置可	
喫煙の可否	③既存の小規模飲食店 (資本金5,000万円以下 かつ客席面積100㎡以下)	屋内		喫煙できる旨の掲示により喫煙可(飲食可) (経過措置)	イ
その他	喫煙できる場所における措置(管理権原者)		標識の掲示		ウ
			未成年者の立入禁止		
	罰則の適用(過料)		喫煙禁止場所での喫煙(30万円以下)		
			喫煙禁止場所への喫煙器具等の設置(50万円以下) 紛らわしい標識の掲示等(50万円以下)		

- (1) 条例の主な内容(上記表の備考欄ア、イ、ウの項目に関する法の規制を強化するもの)
- ア 行政機関の庁舎については、喫煙することができる場所を屋外にも設置しないよう努めなければならないものとする。
- イ 既存の小規模飲食店であっても、従業員がいる場合は、喫煙専用室等を設置しない限り、喫煙することができないこととし、これに違反した場合においては是正命令に従わないときは、過料(5万円以下)を科することとする。(キャバレー、ナイトクラブ等については、当分の間、努力義務とする)
- ウ 保護者は、その監督保護に係る未成年者に受動喫煙を生じさせないよう努めなければならないものとする。
- (2) 施行期日 H32. 4. 1
- (3) 法改正 H32. 4. 1ほか施行

#### 4 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正について

(保健福祉局 高齢障害部 障害者自立支援課)

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令等の一部改正を踏まえ、所得制限に係る所得及び一部負担金に係る市民税所得割の算出方法を改めるほか、所要の改正を行う。

- (1) 短期譲渡所得については、長期譲渡所得と同様に、当該所得に係る特別控除額を控除した額によることとする。(助成の可否に係る所得の算出に適用)
- (2) 未婚のひとり親については、配偶者と死別等をしたものとみなして寡婦控除等を適用した額によることとする。(助成の可否に係る所得及び一部負担金の有無に係る市民税所得割の算出に適用)
- (3) 施行期日 H30. 10. 1
- (4) 法令改正
  - ア (1)については、H30. 8. 1施行
  - イ (2)については、H30. 9. 1施行

#### 5 千葉県家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(こども未来局 こども未来部 幼保支援課)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、代替保育について確保する施設の対象を拡大するほか、所要の改正を行う。

- (1) 改正内容(国基準と同様の改正)
  - ア 職員が病気等の際に代わって保育を提供する施設について、連携施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)の確保が著しく困難な場合は、小規模保育事業者等によることができることとする。
  - イ 自宅で保育を提供する家庭的保育事業者について、利用乳幼児に対する食事の提供を事業所内で調理する方法によらずに行うことができる期間を5年間延長することとする。(H37. 3末まで)
  - ウ 自宅で保育を提供する家庭的保育事業者は、利用乳幼児に対する食事の提供を、連携施設等のほか、調理業務を適切に遂行できる能力等を有する事業者から搬入する方法により行うことができることとする。
- (2) 施行期日 公布の日
- (3) 省令改正 H30. 4. 27施行

6 千葉県建築関係手数料条例の一部改正について(都市局 建築部 建築指導課)

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の敷地と道路との関係の認定申請手数料及び1年を超えて使用する仮設建築物建築許可申請手数料を定める。

- (1) 法改正により、建築物の敷地に関する接道義務の特例に係る認定制度及び1年を超えて使用する仮設興行場等の建築の許可制度が創設されたことに伴い、当該認定及び許可の申請に係る手数料を定める。

・手数料の額

区 分	金 額
建築物の敷地と道路との関係の認定	27,000円
1年超の仮設建築物の建築の許可	160,000円

- (2) 施行期日 法改正の施行の日又は公布の日のいずれか遅い日

- (3) 法改正 政令で定める日(H30.9の予定)ほか施行

( 一 般 議 案 )

- 1 工事委託契約について(千葉都市モノレール施設(殿台変電所外)更新改良工事)  
(都市局 都市部 交通政策課)

工事場所 若葉区殿台町200番地外  
 工事概要 (1)殿台変電所 受電設備一式、き電設備一式、高圧配電設備一式  
 (2)き電開閉所 設備一式  
 委託金額 1,564,034,400円  
 工 期 契約締結日の翌日から平成35年3月11日まで  
 委 託 先 千葉都市モノレール株式会社

- (1) モノレールへの送配電を担う殿台変電所及びき電開閉所は、竣工から30年が経過し経年劣化していることから更新改良工事を実施する。設備の更新改良に当たっては、モノレール輸送の定時・安全運行及び工事の効率的な施工の確保が必要であることから、施設管理者である千葉都市モノレール株式会社に工事を委託する。

- 2 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-2工区)に係る工事請負契約)  
(都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額 変更前 958,458,960円  
 変更後 964,670,040円

- (1) 議決年月日 H29.9.15  
 H30.6.21 (契約金額の変更)

- (2) 変更の理由

推進工事と近接する関連工事との工程調整により、交通誘導員の効率的な配置を計画し施工していたが、両工事の進捗に差が生じたことに伴い、交通誘導員の増員が必要となったことから、契約金額を変更する。

3 議決事件の一部変更について(液状化対策施設工事(磯辺3丁目29-3工区)に係る工事請負契約) (都市局 都市部 市街地整備課)

契約金額	変更前	930,275,280円
	変更後	938,038,320円

(1) 議決年月日 H29.9.15

H30.6.21 (契約金額の変更)

(2) 変更の理由

推進工事と近接する関連工事との工程調整により、交通誘導員の効率的な配置を計画し施工していたが、両工事の進捗に差が生じたことに伴い、交通誘導員を増員するとともに、地中障害物の除去工事費用を追加するため、契約金額を変更する。

4 市道路線の認定及び廃止について (建設局 土木部 路政課)

認定	28路線
廃止	2路線

(1) 都市計画法に基づく開発行為に伴う路線の認定及び廃止

( 決算関連議案 )

1 平成29年度千葉市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について (建設局 下水道管理部 下水道経営課)

未処分利益剰余金 4,393,653,061円のうち 2,550,767,094円を減債積立金に積み立て、1,842,885,967円を資本金に組み入れる。
--

(1) 未処分利益剰余金について、一部を企業債の償還に充てるため減債積立金に積み立てるとともに、H29年度に企業債償還に使用した減債積立金の額に相当する額を資本金に組み入れる。

( 決算の認定 )

1 決算の認定について

18

(平成29年度の一般会計、14特別会計、3企業会計の各会計の決算の認定)